

令和8年度 まんのう町放課後児童クラブ利用案内

放課後児童クラブは、保護者が労働等により、放課後や長期休業中に家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

実施主体

まんのう町教育委員会 電話 0877-89-7100(学校教育課)
(問い合わせは、学校教育課・各放課後児童クラブへご連絡ください。)

利用できる児童

まんのう町内の小学校に在籍していて、次のいずれかに該当する児童。

- ① 保護者等(令和8年4月1日時点で75歳未満。同一世帯に限る。)が就労のため家庭を留守にしており、帰宅するまで常に家で1人になる児童。
- ② 保護者等が疾病や出産、その他やむをえない事情にあり、常に家で1人になる児童。(ただし、保護者が出産の場合、利用期間は産前産後2か月までとする。)
- ③ その他、教育委員会が利用を必要と認める児童。

放課後児童クラブ施設名称及び実施場所、連絡先

名 称		実 施 場 所	連 絡 先
琴南小学校 放課後児童クラブ		琴南小学校放課後児童クラブ専用施設 まんのう町造田 1982-1 (旧造田診療所内)	070-4510-9584
長炭小学校 放課後児童クラブ		長炭小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町炭所西 1431-2	070-2186-8461
満濃南小学校 放課後児童クラブ	第1教室	満濃南小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町吉野 74-1	070-4510-9586
	第2教室		
四条小学校 放課後児童クラブ	第1教室	四条小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町四條 734-1	070-4510-8357
	第2教室		
高篠小学校 放課後児童クラブ	第1教室	高篠小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町東高篠 95-1	070-2186-8460
	第2教室		
仲南小学校 放課後児童クラブ		旧仲南東保育所内 まんのう町帆山 744-23	070-4510-9290
【土曜日専用】 土曜放課後児童クラブ		四条小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町四條 734-1	070-4510-9289

※ 土曜日は、四条小学校放課後児童クラブ専用施設内で実施しています。

※ 連絡先は変更する場合があります。

開設日と開設時間

開設日	開設時間
○平日(学校休業日を除く、月曜日～金曜日)	授業終了後～午後 6 時(最長で午後 6 時 30 分まで)
○土曜日 ○学校行事で振替休業日となる日 ○長期休業期間(春・夏・冬休み) { 学年始休業日：4/1～4/5 夏季休業期間：7/21～8/31 冬季休業期間：12/25～1/7 学年末休業期間：3/25～3/31 ※ 長期休業期間は変更する場合があります。	午前 7 時 30 分～午後 6 時 (最長で午後 6 時 30 分まで)

休業日

日曜日、祝日、お盆(8/13～8/15)、年末年始(12/29～1/3)、
教育委員会が指定する日(学級閉鎖や自然災害により学校が休みの場合など)

利用決定の有無について

提出された書類の内容を審査し、利用を決定した時は「登録決定通知書」を、利用を決定できない時は「利用不承認通知書」を申請者宛てに送付します。また、指導員数や施設の広さ、児童(本人)の安全の確保等により受け入れできない場合がありますので、ご承知おきください。

保護者が放課後児童クラブ利用料、給食費、保育料、預かり保育利用料を滞納している場合は利用できません。

利用の停止等

次のいずれかに該当するとき、教育委員会は放課後児童クラブの利用を停止、または利用の決定を取り消す場合があります。

- ・利用対象児童の要件に該当しなくなったとき
- ・正当な理由がなく利用料等を 2 カ月以上滞納したとき
- ・児童が放課後児童クラブ等の物を壊す、他の児童や指導員にケガを負わせるおそれがある等危険な行為をする、など教育委員会が放課後児童クラブの管理運営上支障があると認めるとき

児童の送迎について

原則、保護者の方による児童の送迎が必要です。

保護者の方が指定する代理人が送迎する場合は、事前の申し出(委任状)が必要です。また、利用児童の安全のため、代理人の方の本人確認をさせていただく場合もありますのでご了承ください。

傷害保険について

放課後児童クラブは学校の管理下を離れますので、学校保険(日本スポーツ振興センター災害給付)の適用は受けられません。スポーツ安全保険に必ず加入していただきます。なお、病院で受診される際には、子ども医療が利用できます。

保険料については、利用期間に関係なく、初回利用月の料金に安全保険料の 800 円(年額)が加算されます。

保護者への連絡等

利用児童の指導・育成、放課後児童クラブの運営上必要な事項については、文書または指導員が口頭でご連絡します。

また、放課後児童クラブの利用時間内での発熱・ケガ等におきましては、速やかに保護者にご連絡いたしますので、保護者の方で病院等へ連れて行っていただきますようお願いいたします。緊急性のある場合は、救急搬送と同時に保護者にご連絡いたします。

集団生活の中では、友達同士のトラブルや突発的なケガなどが発生する場合があります。安全管理上最善の対応に努めてまいりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

利用料の支払いについて

(1)口座の登録について

・引き落とし口座の登録は、ゆうちょ銀行または香川県農業協同組合のいずれかとなります。一度口座を登録いただきますと、翌年度以降の再手続きは不要です。

・引き落とし口座を変更する場合や、依頼書を書き損じた場合は、各放課後児童クラブ指導員または教育委員会学校教育課までご連絡ください。

(2)支払い(引き落とし)について

・利用料は、利用月の翌月15日に登録した口座から引き落としをさせていただきます。15日が金融期間休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。領収証は発行しません。

・引き落としができなかった場合、翌月の引落日に再度引き落とし(再振替)をします。(3月利用料の再振替はありません。)再振替できなかった場合は、納付書を発行しますので、金融機関の窓口にて現金でお支払いください。

利用料の減免について

生活保護世帯、まんのう町就学援助費受給者は減免制度があります。

また、兄弟姉妹の同一利用についても減免対象となる場合があります。

詳しくは教育委員会学校教育課(電話 0877-89-7100)までご相談ください。

利用料金について 利用する月に、選んだ利用区分の合計金額が、その月の利用料になります。

月利用する場合（月額）

単位：円

利用区分 \ 利用する月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校がある日	午後 6 時まで利用	4,000	4,000	4,000	3,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	午後 6 時 30 分まで利用	4,500	4,500	4,500	3,500		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
夏季休業日 冬季休業日 学年始・学年末	午後 6 時まで利用	1,500			2,500	7,000				1,500	1,500		1,500
	午後 6 時 30 分まで利用	2,000			3,000	7,500				2,000	2,000		2,000
土曜日	午後 6 時まで利用	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	午後 6 時 30 分まで利用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

短期利用する場合（日額）

単位：円

学校がある日	午後 6 時まで利用	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	午後 6 時 30 分まで利用	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
長期休業期間 振替休業日 土曜日 学校がない日	午後 6 時まで利用	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	午後 6 時 30 分まで利用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

○利用期間に関係なく、スポーツ安全保険料 800 円が加算となります。（初回利用月のみ）

○利用日数が少ない場合、日額での利用料になる場合もあります。1 ヶ月当りの短期利用料金の合計額が月額を超える場合は、月額料金となります。

○午後 6 時までの利用で登録していた場合でも、1 回でも午後 6 時過ぎにお迎えに来られた場合、午後 6 時 30 分までの料金になります。

○月額は同一世帯から 2 人以上の児童が利用している場合は、2 人目以上の児童に係る利用料については、表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額になります。

○短期は同一世帯から 2 人目以上の児童が同日同時利用の場合は、2 人目以上の児童に係る利用料については、表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額となります。

○振替休業日利用については 1 日ごとに月額に加算。1 ヶ月に 2 日以上利用の場合は土曜日月額の料金になります。